

## 【帯広市社会教育委員の委嘱の基準】 国の基準と条例（素案） との比較表

項目	国の基準（条例関係規定のみ抜粋）	条例（素案）	基準設定に当たっての考え方
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">条例委任の規定</p>	<p>○社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）</p> <p>（社会教育委員の設置）</p> <p>第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>（社会教育委員の委嘱の基準等）</p> <p>第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社会教育委員の委嘱の基準</p>	<p>○文部科学省令</p> <p>（社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令）</p> <p>第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）</p> <p>第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識の経験のある者の中から委嘱することとする。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、社会教育委員の職務を遂行するために必要な条件が満たされていることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>